



令和7年9月9日

市政記者クラブ 様

環境局地域環境対策部地域環境対策課
担当課長(環境影響評価・化学物質) 吉開(972-2676)

土壌汚染の報告について

下記のとおり、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に基づき、土壌汚染の報告がありましたのでお知らせします。

記

1 報告者 個人土地所有者

2 報告日 令和7年9月5日

3 報告の概要

(1) 対象地名 萬佐商店灯油直売所・萬佐興業社員寮跡地

(2) 所在地 名古屋市東区芳野三丁目1008番、
北区芳野三丁目1011番

(3) 対象地の概要 旧事業所(昭和53年頃～令和5年頃まで)
294.6m²(第1種住居地域)

(4) 汚染状況

項目 ^{※1}	汚染物質	基準超えの濃度範囲	基準に対する倍率	基準	超過区画数／調査区画数 ^{※2}
土壌溶出量調査	鉛及びその化合物	0.011～0.23 mg/L	1.1～23 倍	0.01 mg/L 以下	1／3

※1 土壌溶出量は土壌に含まれる汚染物質が地下水に溶け出す量を示します。

※2 調査対象地における平面図上で、試料採取によって評価した区画数を示します。

(5) 対象地の状況

地下水調査では基準に適合していたため、地下水汚染の拡散のおそれはありません。

4 本市の対応

報告者は汚染土壌を全て掘削除去する予定であり、飛散防止等の土壌汚染対策を適切に実施するよう指導を行いました。

「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に基づく区域の指定、告示などを行う予定です。



この背景地図等データは、国土地理院ウェブサイトの地理院地図を一部編集して使用している。

<参 考>

基準を超過した物質の毒性について

【鉛及びその化合物】

急性毒性：嘔吐、腹痛、下痢、血圧降下、乏尿、昏睡。可溶性鉛塩の経口致死量は 10 g といわれている。

*10 g は、今回の土壌溶出量の汚染物質濃度 (0.23 mg/L) では、水 43 kL に含まれる量になります。

慢性毒性：高濃度の中毒症状は、貧血、消化管の障害、神経系の障害等。血液中鉛濃度が 0.4~0.5 mg/L を超えて長期間暴露された場合に障害がみられる。

発がん性：国際がん研究機関 (IARC) は、鉛の無機化合物をグループ 2 A (人に対しておそらく発がん性がある) に分類している。また、鉛そのものをグループ 2 B (人に対して発がん性があるかもしれない)、鉛の有機化合物をグループ 3 (人に対する発がん性については分類できない) に分類している。

出典「改訂 4 版水道水質基準ガイドブック」「化学物質ファクトシート (環境省ウェブサイト)」